

令和5年度 持続可能な大阪の成長を支えるダイバーシティ推進事業 企画提案公募 仕様書

1 委託事業名

令和5年度 持続可能な大阪の成長を支えるダイバーシティ推進事業

2 本事業の趣旨・目的

大阪府では、マッチングの機会を提供しても就職につながらない学生が一定数存在し、令和3年度は7,000人以上の府内大学生が安定した職に就かないまま卒業している。大阪府の調査では、府内大学の多くが「コミュニケーション力の課題等により採用に結びつかない学生の就職支援」を課題にあげており、発達障がいの傾向等により推定で約25%の学生が就職できない可能性があることがわかった。

また、学生が就職先を選ぶ際に、「企業規模」よりも「社風・人」や「社会貢献」を重視していることもわかった。人口減少の局面にあって、発達障がい傾向を有するなど就職困難性の高い学生をはじめ、障がい者、女性、外国人、LGBTQなど多様な人材が活躍する企業が増えることは、大阪経済の活性化を図るうえで重要な鍵となるが、中小企業では大企業と比較してダイバーシティの推進が遅れている。今後、府内企業の99.6%を占める中小企業においてダイバーシティへの理解を深め、府内企業全体の経営姿勢や職場環境を改善し、学生が働きたいと思えるような企業の魅力そのものを向上させることが必要となっている。

こうした状況を踏まえ、企業と学生のマッチング事業を行うとともに、ダイバーシティについての企業の理解促進や、学生の就職能力向上を促す「持続可能な大阪の成長を支えるダイバーシティ推進事業」を実施することで、学生の府内就職を促進し、だれもが活躍できる持続可能な成長を続ける大阪の実現をめざす。

3 履行期間

令和5年4月中旬(予定)から令和6年3月31日まで

4 履行場所

大阪府が指定する場所

5 委託金額の上限額

29,354,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

6 業務内容及び提案事項等

本事業では、次の(1)～(3)の業務内容の提案事項1～8について提案し、実施すること。

提案事項1～8について、それぞれ個別に提案しても、いくつかをまとめて提案してもよい。

事業の実施にあたっては、府内大学※¹、OSAKAしごとフィールド(以下、「OSF」と言う。)における総合就業支援業務※²や他の大阪府関連施策等の事業の受注者と相互に連携して効果の最大化を図りつつ、大阪府と意見交換・評価・修正を繰り返しながら遂行する。また、必要に応じて大阪労働局、近畿経済産業局、市町村、経済団体、金融機関、その他関係機関等とも連携すること。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、以下の(3)の事業実施にあたっては大阪府ホームページに掲載している「感染拡大防止に向けた取組み」等を参照し、適切な処置を講じ、感染拡大の状況に応じ、必要と認められる場合は大阪府と協議のうえ、オンラインでも実施可能な体制を整えること。

なお、オンラインで実施する場合も、十分な効果が得られるようにすること。

◆「感染拡大防止に向けた取組み」(大阪府ホームページ) :

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku/corona-kinkyuzitai/index.html>

※1 本事業の対象となる「府内大学」とは、大阪府内に所在する大学、短期大学、高等専門学校、専門学校等とする。

※2 OSF における総合就業支援業務:現在の雇用環境下において必要とされる、求職者と企業双方に対する支援を通じ、働きたいと思うすべての方の希望条件に応じた就職と、企業の人材確保を実現するために OSF で実施する業務のこと。(ホームページ:<http://shigotofield.jp/>)

(1)事業目標

指標		目標数
事業目標 (成果指標)	ダイバーシティ経営に取組む (取組む予定)の企業数	250 社
	府内企業に安定就職した学生の数	300 人
上記目標を達成するための 具体的な活動指標	参加企業数	延べ 460 社
	参加学生数	延べ 2,120 人

<留意事項>

- ・事業目標に設定している「ダイバーシティ経営に取組む(取組む予定)の企業数」は、本事業の各イベント・セミナーに参加した企業に対してアンケート調査を実施し、集計すること。
- ・事業目標に示す「安定就職」とは、「企業に正社員として採用されること」とする。
- ・事業目標に設定している学生の就職先は、本事業の(3)「事業内容」A～Hの取組みに参加した企業のうち、「大阪府内に本社又は事業所のある企業」かつ「中堅・中小企業※3」とし、就職決定に関する調査は、当該企業を対象に実施すること。

※3 中堅・中小企業:本事業では、「資本金の額又は出資の総額が 10 億円未満の法人(資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常勤の従業員数が 2,000 人以下)、又は中小企業基本法で定義する中小企業を「中堅・中小企業」とする。

(2)運営体制

- (1)の事業目標を達成するため、以下の運営体制で事業を実施すること。

職種等	必要な資格・経験等	人数
① マネージャー	・職業紹介や人材採用の業務に3年以上従事した経験を有すること。	1人

②	スタッフ	<ul style="list-style-type: none"> ・営業及び企画の経験が1年以上あること。 又は ・キャリア教育等の業務経験が1年以上あること。 	3人以上
---	------	---	------

<留意事項>

- ・①②を兼ねることはできない。
- ・大阪府内に運営拠点（業務履行場所）を設置常に1人以上はスタッフを常駐させること。
- ・大阪府や企業等との調整に対応するため、必ず連絡がとれる体制で事業を運営すること。ただし、①②全員が常時業務に従事している必要はない。
- ・事業を実施するにあたり、障がい特性に理解のある人物をスタッフに含める、又はそういった人物・専門機関等からアドバイスを受けられる体制を組むこと。

(3)事業内容

(1)目標に掲げる具体的な活動指標(参加企業数:延べ460社、参加学生数:延べ2,120人)を実現するため、関係機関との連携、受注者のネットワークやリソースなどを最大限活用し、以下の各項目における取組みを実施すること。

項目	取組み	参加企業数 (参考数値)	参加学生数 (参考数値)
A	企業向けセミナー等の実施	260社	—
B	府内大学でのセミナー等の開催	30社	1120人
C	学生向けセミナー等の実施	—	280人
D	保護者向けセミナー等の実施	—	—
E	インターンシップの実施	25社	50人
F	職場体験付き就活の実施	20社	40人
G	合同企業説明会等の実施	120社	630人
H	ダイバーシティ経営先進企業の事例発信	5社	—
I	WEBページ及びSNSの管理・広報	—	—
J	OSFにて実施する事業への誘導	—	—

また、参加企業リスト及び参加学生リストを作成し適切に管理するほか、大阪府からの求めに応じて情報共有を図ること。

併せて、企業及び学生の属性や参加イベント等を管理・把握できるようにデータベース化※4すること。

<留意事項>

- ・取組みの実施にあたり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策を講じたうえで実施すること。
- ・オンラインで実施する場合は、原則アーカイブ配信を行うこと。
- ・関係機関で実施するセミナー等でも本事業を周知できるよう、調整すること。
- ・申込者を参加に結び付けるように工夫すること。
- ・自社のみでなく他社の母集団を活用するなど、企業及び学生の集客を工夫し、実施すること。
- ・AからHの各項目について、それぞれ個別に実施するだけでなく、複数の項目を組み合わせて実施しても良い。
- ・AからHの各項目の参加企業数及び参加学生数は参考数値であるが、事業目標を達成するように実施する

こと。また、各項目の実施回数は増減しても構わない。

※4 データベースには、下記の情報を網羅すること。また、年度末にそのデータを大阪府へ納品すること。

【企業】①企業名、②所在地、③電話番号、④担当者名、⑤メールアドレス、⑥業種、⑦従業員数、
⑧資本金額、⑨参加した取組み、⑩就職決定状況調査結果

【学生】①氏名、②住所(在住府県)、③電話番号、④メールアドレス、⑤学校種別、⑥学校名、
⑦学部学科、⑧学年

【提案事項1】

- ・事業全体のスケジュールについて、企業の採用動向や学生の就活スケジュール等に配慮し提案すること。
- ・事業実施にあたり、連携する関係機関について、当該機関との連携実績等を記載とともに連携案を記載すること。

A 企業向けセミナー等の実施

府内企業に対し、ワークライフバランスやダイバーシティ推進を啓発するため、多様な人材の活用に関する先進取組事例を紹介するセミナーや、参加企業間での意見交換会、発達障がい傾向を有するなど就職困難性の高い学生や障がい者、女性、外国人、LGBTQ 等と企業経営者や人事担当者等との交流会等を企画し、実施すること。

＜開催概要＞

- ・実施時期 : 令和6年2月末までに実施すること
- ・開催場所 : 府内(利便性のよい会場が望ましい)又はオンライン上
- ・参加対象者 : 府内に本社又は事業所のある中堅・中小企業
- ・実施回数 : 7回程度
- ・実施形式 : 府内企業が参加するセミナー・トークセッション・ワークショップ等
- ・参考事例
 - ①ダイバーシティ採用の成功事例を紹介するセミナー(障がい者、外国人、LGBTQ 採用など)
 - ②企業が活用できる地域資源(公的な相談窓口、支援機関等)を紹介するセミナー
 - ③魅力ある職場づくりに関するセミナー(女性活躍推進、職場環境改善など)
 - ④企業と多様な人材との座談会、企業間での多様な人材活用に関する意見交換会

＜留意事項＞

- ・関係機関との連携については、大阪府・関係機関・受注者の3者で協議すること
- ・幅広い業界・業種の企業が参加するように集客すること。

【提案事項2】

- ・セミナー等を実施する方策(テーマ、実施手法、内容、集客方法、スケジュール、オンライン開催の実施等)について、就職困難性の高い学生や障がい者、女性、外国人、LGBTQ など、多様な人材の採用・定着を企業に対して効果的に啓発できるよう具体的に提案すること。
- ・企業が積極的に参加するような仕組みや広報手法を提案すること。

B 府内大学でのセミナー等の実施

学生の府内企業への就職意欲を向上させるため、府内大学と連携して府内企業が参加し、学生の就業観・職業観を醸成するセミナー等を開催する。

<開催概要>

- ・実施時期 : 大学との調整による
- ・開催場所 : 原則、連携大学内の施設
- ・参加対象者 : 府内大学の学生(1年生～4年生)
- ・実施回数 : 14 大学以上、1大学につき1回以上
(大学で単位化された授業形式の場合は、1回が複数日に及ぶ可能性がある。)
- ・実施形式 : セミナー・交流会・グループワーク等
(大阪府と協議のうえ 複数の実施プランを用意し、連携先大学と調整して決定すること)

<留意事項>

- ・連携先の大学は、大阪府と調整のうえ決定すること。
- ・来年度以降も実施することを想定し、大学開拓を行い、調整をすること
- ・実施内容は、大学の特長に合わせて学生の興味を引くものとし、大阪府、連携大学のキャリアセンター、学部学科又はゼミ等と綿密に調整すること。また、イベントへの登壇予定企業については、連携先大学のニーズを踏まえ、特色のある企業^{※5}にすること。
- ・イベントの実施にあたり、外部のコーディネータ等の活用を認めるが、案の段階で大阪府に協議し、必要な手続きを踏んだうえで、相手方に打診・調整すること。
- ・学生への広報は大学と連携して行うこと。

※5 特色のある企業例

- ・地域企業(業界トップシェアを誇る企業、オンリーワンの技術をもつ企業、歴史のある企業等)
- ・成長企業(業績等で成長をしている企業、ベンチャー企業等)
- ・経済産業省により「地域未来牽引企業」や「ダイバーシティ経営企業 100 選」に選定された企業
- ・大阪府が「大阪ものづくり優良企業」「大阪人材確保推進会議 E カンパニー」等に認定した企業
- ・SDGsに取り組んでいる企業
- ・社内 DX(デジタルトランスフォーメーション)に取り組んでいる企業

C 学生向けセミナー等の実施

学生に対し、学生の自己理解、自己肯定感向上、コミュニケーションスキル向上、就活対策セミナー等を企画し、実施すること。

<開催概要>

- ・実施時期 : 令和6年2月末までに実施すること
- ・開催場所 : 府内(利便性のよい会場が望ましい)又はオンライン上
- ・参加対象者 : 府内在住・在学の学生又は府内企業に関心のある学生(1年生～4年生)

- ・実施回数 : 8回程度
- ・実施形式 : セミナー・交流会・グループワーク等
- ・参考事例
 - ①学生の就職活動に資する体験型セミナー(ES作成、グループディスカッションの体験、模擬面接など)
 - ②学生の就職能力を向上させるセミナー(自己理解、自己肯定感の向上、自己PRの方法など)
 - ③社会人と学生の交流機会の創出(先輩社員や学生同士での交流会など)

<留意事項>

- ・府内大学を中心に他府県の学生も含め広く広報し、集客すること。
- ・外国人留学生のみを対象とするセミナー等は実施しないこと。
- ・企業ニーズの高いデジタル人材への学生の職種志向拡大を図るため、既にデジタル人材として活躍する社会人と学生の交流会を1回以上開催すること。

【提案事項3】

- ・セミナー等を実施する方策(テーマ、実施手法、内容スケジュール、オンライン開催の実施等)について、学生の就職意欲や就職スキルの向上に効果的な内容を具体的に提案すること。
- ・オンラインで実施する場合、その媒体の特性を活かした学生の就職意欲や就職スキルの向上に効果的な方策(実施手法、内容)を具体的に提案すること。
- ・集客について、有料広告の利用を含め媒体、対象、スケジュールなど、学生に効果的に訴求し、集客できる方策を具体的に提案すること。併せて、申込者を実際の参加に結び付ける工夫も提案すること。
- ・就職困難性の高い学生も興味を持ち、積極的に参加する内容を提案すること。

D 保護者向けセミナー等の実施

学生の就職に強い影響力を持つ保護者に対し、「就職困難性を抱える学生の特徴」、「就活中の子どもとの関わり方」、「就職先として中小企業を選択肢に入れるメリット」など、子どもの就職活動の支援方法を伝えるセミナー等を企画し、実施すること。

<開催概要>

- ・実施時期 : 令和6年2月末までに実施すること
- ・開催場所 : 府内(利便性のよい会場が望ましい)又はオンライン上
- ・参加対象者 : 府内在住・在学の学生(大学等へ進学予定者を含む)の保護者
- ・実施回数 : 2回程度
- ・実施形式 : セミナー・グループワーク等

<留意事項>

- ・府内大学を中心に他府県の学生の保護者も含め広く広報し、集客すること。
- ・府内中堅・中小企業の魅力を伝え、就職の選択肢として大企業以外も候補となる内容とすること。
- ・目安として合計40人程度集客すること。

【提案事項4】

- ・セミナー等を実施する方策(テーマ、実施手法、内容、集客方法、スケジュール、オンライン開催の実施等)について、近年の就活事情を踏まえ、保護者が積極的に参加するような手法を具体的に提案すること。
- ・就職困難性の高い学生の保護者も参加しやすく、子どもの就職活動支援に繋がる内容を提案すること。
- ・提案にあたり、具体的な広報先・周知方法や集客の見込み数などを示すこと。

E インターンシップの実施

就業観、職業観を醸成するため、学生にインターンシップを実施すること。

<開催概要>

- ・実施時期 : 令和5年8月から令和6年2月末まで
- ・実施日数 : 1日～5日程度
- ・対象者 : 大学1～3年生
- ・目標参加者数 : 50人程度(インターンシップ実施学生数)
- ・目標参加企業数 : 25社以上(インターンシップ受入実施企業数。ただし、ものづくり企業及びDX関連企業、又はDXを推進している、推進する意思のある企業を含むこと。)
- ・実施形式 : 事前に企業から候補日を聴取したうえで複数のプランを用意し、学生に選択させること。
- ・参考事例
 - ①複数の業界を体験できるコース(1日1社×3社 計3日、1社ごとに違う業界を設定)
 - ②1社に集中して実施するコース(1社×3日)

<留意事項>

- ・大阪府主催のインターンシップであることがわかるように実施すること。
- ・府内大学や大阪への通勤圏にある大学及び東京圏等の大学に広報すること。
- ・オンラインにて実施する場合は、機材、ソフトウェア等の通信環境は、原則受入企業で用意するものとする。
- ・インターンシップを対面で実施する際は、必要に応じた保険に加入すること。
- ・各企業が円滑にインターンシップを実施できるよう、学生を受け入れる際の実施内容を助言するなど、必要に応じて企業をサポートすること。
- ・企業と学生のマッチングにあたっては、企業が希望する日程に学生が応募する形式で実施し、学生が様々な業種・業界について理解を深めることができるよう配慮すること。
- ・本事業による参加企業のほか、令和4年度までの本府でのインターンシップ事業における登録企業も受入企業の対象とし、これらの企業も含めた受入企業リストを作成すること。
- ・大学コンソーシアム大阪及び南大阪地域大学コンソーシアムとも連携すること。
- ・学生・企業からの参加申込みやマッチング成立状況、実習実施等の進捗状況について、原則週1回以上大阪府に報告すること。

【提案事項5】

- ・インターンシップを実施する方策(実施手法、内容、集客方法、スケジュール等)について、学生の就職意欲醸成やスキルの向上に効果的な内容を具体的に提案すること。
- ・就職困難性の高い学生も興味を持ち、積極的に参加する内容を提案すること。
- ・就職困難性の高い学生を含むすべての参加学生がインターンシップの全プログラムに安心して参加できるよう、サポートする仕組みを提案すること。
- ・インターンシップ実施経験の少ない企業や未経験企業であっても、参加しやすい効果的な仕組みを提案すること。

F 職場体験付き就活の実施

就職困難性の高い学生を対象に、学生向けの事前準備セミナー、職場体験を実施するため学生と企業の交流会、実際の仕事内容や職場の雰囲気をつかむ職場体験の実施、採用選考を経て、採用に至るまでの一体的なプログラムを実施すること。

＜開催概要＞

- ・実施時期 : 概ね8月～9月頃及び1月～2月頃
- ・参加対象者 : 令和6年3月卒業予定の学生
- ・参加企業数 : 延べ 20 社程度

＜本事業への参加企業の基本条件＞

- (ア)府内に本社又は事業所があり、府内事業所で正社員採用を行う企業であること。
- (イ)原則、中堅・中小企業であること。
- (ウ)過去3年間、労働基準関係法令等に違反していないこと。

＜留意事項＞

- ・職場体験に必要な保険や企業とのマッチングに係る経費は、本事業の委託料から支出すること。
- 職業紹介については、受託事業者の有料職業紹介権に基づき実施し、報酬については0円すること。
- ・職場体験期間は、1社あたり3～5日間程度とし、企業の意向に合わせて実施すること。
- ・府内大学を中心に他府県の学生も含め広く広報し、集客すること。
- ・原則、対面で実施すること。ただし、新型コロナウイルスの感染状況によりオンラインにて実施する場合は、機材、ソフトウェア等の通信環境は、原則受入企業で用意するものとする。
- ・企業と学生のミスマッチが起こらないよう、企業と学生双方に対し、円滑な職場体験が実施できるようにサポートすること。

【提案事項6】

- ・職場体験付き就活を実施する方策(実施手法、学生への広報手法、学生向け事前準備セミナーの内容、企業と学生の交流会の内容等)について、企業及び学生の満足度が高まるよう具体的に提案すること。
- ・就職に結びつきにくい学生が参加することに配慮したサポート内容について提案すること。
- ・企業と学生のミスマッチが起こらないよう、双方の理解が十分に深まる方法を提案すること。

G 合同企業説明会等の実施

学生と府内企業との接点を創出するため、合同企業説明会や業界研究会を開催する。

なお、開催にあたっては経済団体や金融機関等と連携し、特色のある府内企業を出展させるとともに、学生の興味を引くテーマを設定する。

＜開催概要＞

- ・実施回数 : 4回程度(例:合同企業説明会3回十業界研究会1回)
- ・実施時期 : 令和6年2月末までに実施すること
- ・参加対象者 : 合同企業説明会は令和6年3月卒業予定の学生、業界研究会は学年を問わない。
- ・参加企業数 : 延べ 120 社程度

＜本事業への参加企業の基本条件＞

- (ア)府内に本社又は事業所があり、その府内事業所で正社員採用を検討している企業であること。
- (イ)原則、中堅・中小企業であること。
- (ウ)過去3年間、労働基準関係法令等に違反していないこと。

＜留意事項＞

- ・幅広い業界・業種の企業を出展されること。
- ・4回のうち2回以上は対面で実施すること。
- ・オンラインで実施する場合は、配信した動画を合同企業説明会等終了後も本事業のWEB サイト等で配信し、継続的に企業情報を発信すること。
- ・対面実施の場合、出展企業から集金した費用を用い、有料広報媒体等を利用し、広く学生向けに広報を実施すること。但し、出展企業に負担させる金額の上限は 10 万円とすること。また、その際は、大阪府に事前に収支計画を提出するとともに、実施後には実績を報告すること。
- ・オンラインで実施する場合は、企業の出展料は無料とする。

【提案事項7】

- ・開催概要(実施手法、内容、実施回数、実施時期、場所、規模、学生の集客方法、連携先等)について、具体的に提案すること。
- ・企業集金を活用したうえで、目標参加者数を達成できるような広報手法や集客の工夫について具体的に記載し、その工夫により予想される参加者数の大まかな見込み数とその根拠についても記載すること。

H ダイバーシティ経営先進企業の事例発信

就職困難性の高い学生や障がい者、女性、外国人、LGBTQ 等の多様な人材を採用するなどダイバーシティ推進等において、先進的な取り組みを実践し、経営上の成果を上げている府内中堅・中小企業(5社以上)に取材を行い、「I. WEB ページ及び SNS の管理・広報」に記載する WEB ページに掲載すること。

＜掲載内容＞

- ・企業基本情報(企業名、業種、設立年月日、資本金、社員数)

- ・企業におけるダイバーシティ推進の具体的な取組内容
- ・ダイバーシティ推進の取組における成功・失敗事例、経営上の成果
- ・企業(経営者や人事・採用担当者等)及び従業員の声

＜留意事項＞

- ・取材先企業は、大阪府と調整のうえ決定すること。
- ・掲載時期やデザイン等については、大阪府と協議すること。

I WEB ページ及び SNS の管理・広報

令和4年度に作成した本事業のWEBページ(<https://osaka-diversity.com/>)にて上記 A から G のイベント情報等を更新するとともに、SNS(Facebook、LINE、Instagram、Twitter 等)を用いて、積極的に情報発信していくこと。

＜留意事項＞

- ・スマートフォンやタブレット端末での閲覧を可能にすること。
- ・運営にあたり、WEB サイトの閲覧数等を定期的に大阪府に報告し、適宜メンテナンスを行うこと。
- ・上記 WEB ページについては、府内大学を中心に広く学生に対して広報すること。

【提案事項8】

- ・SNS 等を活用した広報について、有料広告の利用を含め媒体、対象、掲載情報、更新のスケジュールなど、学生に効果的に訴求できる内容を具体的に提案すること。当該提案により得られる効果についても示すこと。

J OSF にて実施する事業への誘導

大阪府が運営する OSF にて実施する合同企業説明会等に学生を誘導し、府内企業とのマッチングを促進すること。

＜留意事項＞

- ・府内大学を中心に広く学生に広報すること。
- ・大阪府と連携協定を締結している東京圏の8大学を中心とした東京圏の学生及び若年者に対して広報を行うこと。
- ・OSF の受注者ともスケジュールを共有・調整し、府内大学等と連携して集客を図ること。

7 事業実施上の留意点

(1) 関係法令等の遵守

職業安定法(昭和 22 年法律第 141 号)や労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号)等の関係法令及び関連通知を遵守すること。

(2) 大阪府の指示への対応

- ・業務の過程において大阪府から指示された事案については、迅速かつ的確に実施・対応すること。

- ・提案内容については、大阪府と協議を行いながら真摯に履行すること。特に、チラシやホームページ、実施状況などを外部に公表する場合などにあっては、その詳細について、あらかじめ大阪府と協議すること。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大により実施内容の変更の必要が生じた場合は、府と協議のうえ内容を見直すとともに参加者や関係者に速やかに周知すること。
- ・事業実施にあたっては、障がいのある人に配慮すること。

(参考 1) :「大阪府障がい者差別解消ガイドライン」

https://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syougai-plan/sabekai_guideline.html

(参考 2) :「ウェブ・コンテンツ・アクセシビリティ・ガイドライン(WCAG)2.0」

<https://waic.jp/docs/WCAG20/Overview.html>

(参考 3) :「色覚障がいのある人に配慮した色使いのガイドライン」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/koho/shikikaku/>

- ・事業実施にあたっては、大阪府と必要な連携を図ることとし、別途、大阪府が求める会議などに出席すること。

(3)企業への「障がい者サポートカンパニー制度」の登録勧誘や、障がい者等の職場実習先の開拓に可能な範囲で協力すること。

◆「障がい者サポートカンパニー制度」

<http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syuuroushien/syougaisyasapo-tokan.html>

8 報告・分析等

- (1) 事業実施中、月に1回以上進捗状況を大阪府に報告することとし、事業が著しく遅滞した場合などは、大阪府の求めに応じて、原因の分析、課題の抽出、改善策の策定など必要な措置をとり、その結果について書面で報告すること。
- (2) 事業の進捗については、日常的な報告に加え、毎月10日までに前月の事業実施状況を書面で報告すること。なお、報告内容・様式については事前に大阪府と調整すること。
- (3) その他、大阪府は必要に応じ、現状把握や効果検証の観点から実績報告や業務内容等について臨時に報告を求めることがある。

9 再委託

再委託は原則禁止とする。

ただし、事業の実施にあたり、専門性等から一部を受注者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合は、下記「再委託の承認」に基づき、大阪府から承認を得れば、再委託により実施することができる。再委託により実施する場合は、提案内容に明記すること。

◆再委託の承認 「委託役務業務における再委託等の承認事務に関する指針(抜粋)」

- (1) 次のいずれにも該当しない場合に限り、やむを得ないと認める部分について、再委託を承認することとする。
 - ア 業務の主要な部分を再委託すること。
 - イ 契約金額の相当部分を再委託すること。
 - ウ 競争入札における他の入札参加者に再委託すること。
 - エ 隨意契約によることとした理由と不整合を生じる再委託をすること。

実施にあたっては、上表及び下表に基づき、大阪府と事前に協議し、承認を得ること。

◆承認する場合に付する条件

- (1) 受注者は、事業の一部を再委託する場合は、再委託先の人称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託する期間、再委託に要する費用、委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。
- (2) (1)の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を順守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。なお、委託内容・指導内容を具体的に明記した委託契約書、完了報告書等を整備するとともに、委託者の求めに応じて提出しなければならない。
- (3) 受注者は、再委託先に対して本委託事業の一部を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を報告しなければならない。
- (4) 受注者は、再委託先に対して、本委託事業の主旨及び大阪府の委託事業であることを説明し、本委託事業の関係書類等を本事業終了後、翌年度4月1日から起算して5年間保存するとともに、発注者からの求めに応じて、受注者が実施する調査への協力について承諾させることとする。なお、再委託先の承諾が得られない場合は再委託をしてはならない。
- (5) 再委託先の選定については、経済性の観点から、可能な範囲において相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定(一般の競争等)しなければならない。なお、経済性の観点によらず内容の優劣により選定する等、相見積りを取っていない場合又は最低価格を提示した者を選定していない場合には、その選定理由を明らかにした選定理由書を発注者に提出し協議しなければならない。
- (6) 受注者は、委任した事務、事業が終了したかどうかを完了報告書により確認しなければならない。なお、完了報告書には、検収日を記載し、検収担当者が押印するものとする。
- (7) 再委託先への支払いは受注者の人義で行うとともに、銀行振込受領書等により支払の事実(支払の相手方、支払日、支払額等)を明確にしなければならない。

10 経費の取扱い

- (1) 事業の経費は、人件費、事業費、一般管理費とする。本事業の経費で他の事業の経費をまかなくてはならない。
- (2) 経費のうち、人件費、事業費については、実費弁済の考え方をとることとし、利益は含めない(受注者が実際に支払った経費分だけの請求を認める)。したがって、企業から参加費等を徴収した場合は、書面にて收支差額を明らかにすること。また、事業のために支出した全ての人件費、事業費について、給与明細、公的証明書、領収書等の各種証拠書類の提示を求める。
※人件費は実際に支給した給与額等(給与明細等で証明できる額)の積み上げで積算(精算)することとし、いわゆる単価方式(例:「支給実績に関わらず、主任研究員は1日 60,000 円」等として一律計上すること。)は認められない。
- (3) 経費のうち、一般管理費については、事業を行うに必要な経費であり、当該事業に要した経費としての抽出・特定が困難なものについて、以下の計算方法により算出した範囲内で認める。

$$\text{一般管理費} = (\text{人件費} + \text{事業費}) \times \text{一般管理費率}$$

※一般管理費率は、受注者の内部規定などで定める率又は合理的な方法により算定したと認めら

れる率とするが、10%を超えることはできない。

- (4) 人件費には、諸手当、賞与、退職手当等(受注者の社内規程において労働者に対する支払いが義務付けられている場合に限り、算定は業務に従事していない期間を除く。また、支払いは、業務従事期間のみ対象。)及び社会保険(健康保険、厚生年金、介護保険、児童手当)、及び労働保険(雇用保険、労災保険)に係る事業主負担分を含む。なお、社会保険、労働保険については、法定どおり加入させること。(保険について、誤解釈のケースが見受けられる。積算等にあたっては、法改正等に十分留意するとともに、必要に応じて関係機関に問い合わせるなどして、違法状態とならないようにすること。)
- (5) 支援される者及び参加学生等に係る費用(旅費、日当等)は原則対象外とする。
- (6) 営利目的の事業は本事業の対象とならない。また、本事業の経費は原則として大阪府からの委託料により賄うこと。ただし、本事業における参加料等、大阪府が認める場合は経費の財源として見込むことができる。
なお、事業を円滑に実施するため、委託契約に基づく事業の範囲内で経費の精算に含まれないものを支出する場合や、委託金額を超えて経費を支出する場合は、あらかじめ大阪府と協議すること。

11 財産取得

財産価値が生じるような工事費など、財産取得となる経費は認めない。また、物品等で事業終了後、財産価値が残存する場合は、売却等を行いその金額を返還しなければならない。

※パソコン、机等は適正な価格のレンタルが望ましい。

12 書類の保存

全ての証拠書類は事業終了後、翌年度4月1日から起算して5年間保存しなければならない。

13 事業完了後の提出物

事業終了後、事業実施報告書を大阪府に提出すること。(詳細は大阪府と協議すること。)

14 権利義務の帰属

(1) 成果品の帰属等

本事業の実施により得られた成果品、情報等については、大阪府に帰属する。

(2) 特許権、著作権等

- ・委託事業の実施に伴って生じた特許権、著作権その他の権利(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)は大阪府に帰属する。
- ・受注者は委託事業の実施に伴って生じた著作権人格権行使しない。
- ・受注者は、委託事業の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利に抵触するときは、受注者の責任において、必要な措置を講じなければならない。

15 精算

- (1) 本事業に係る経理と他の経理を明確に区分すること。
- (2) 大阪府は、委託期間中、委託事業の実施状況及び経費の使用状況を確認するため、必要に応じて調査することができる。
- (3) 事業終了後、大阪府に対して支出額を記載した収支精算書を提出し、大阪府の確認を受けること。なお、

企業等からの収入と経費支出の確認方法については、大阪府と本事業の委託契約を締結する際に協議すること。

- (4) 大阪府は、収支精算書と給与明細、賃金台帳、業務日誌、出勤簿、公的証明書、請求書、領収書等の各種証拠書類との確認を行う。精算の結果、見積りよりもそれぞれの事業費の実績が下回った場合は減額・返還を求めることとし、大阪府からの通知に基づき返納すること。

16 その他

- (1) 契約締結後直ちに事業の実施体制に基づく責任者を指定し、大阪府へ報告すること。
- (2) 事業開始時までに事業実施計画書(事業スケジュール)を大阪府へ提出すること。
- (3) 事業を行うにつき、当該事業が法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受けている必要がある場合には、受注者は当該免許、許可、認可を受けている者であること。
- (4) 見積りの詳細については、大阪府と事業の委託契約を締結する際に協議すること。
- (5) 大阪府は特別の理由がない限り最優秀提案者を契約交渉の相手方に決定するが、そのことをもって提案内容(経費含む)まで認めるものではない。契約締結及び事業実施にあたっては、必ず大阪府と協議を行いながら進めること。
- (6) 個人情報の取扱いについては公募要領別記の特記仕様書Ⅱ個人情報取扱特記事項を遵守すること。
なお、個人情報保護の観点から受注者は契約締結時に『誓約書』を提出すること。

«同特記事項第8(10)に定める個人情報保護のための必要な措置»

- ・事業により知り得た個人情報の取扱いは、業務に従事する作業員(事業開始時に作業員人簿を作成し、大阪府へ提出すること。)のみが行うこと。
- ・受注者は、作業員に、同特記事項を遵守する旨の誓約書を提出させること。

- (7) その他、事業の実施に際しては大阪府と協議し、実施すること。